

沖縄県有料老人ホーム事故報告要領

1 目的

この要領は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定された有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を除く。以下同じ）において発生した事故について、「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導要綱」（以下「要綱」という。）及び「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指針」という。）に基づき事故の報告を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

有料老人ホームが県に報告すべき事故の範囲は、次のとおりとする。いずれも事業者の過失の有無に関わらず報告すること。

(1) 入居者に必要な提供サービスを供与して発生したもの

- ア 入浴、排せつ又は食事の介護
- イ 食事の提供
- ウ 洗濯、掃除等の家事の供与
- エ 健康管理の供与
- オ 安否確認又は状況把握サービス
- カ 生活相談サービス

(2) 有料老人ホーム内で発生したもの（介護保険サービス提供時を除く）

(3) 有料老人ホームの行事中に発生したもの

3 報告すべき事故の種類

(1) 報告すべき事故の種別は、次の内容とする。

転倒、転落、接触、異食、誤嚥、誤薬、食中毒、感染症等（インフルエンザ等）、交通事故、徘徊、自傷・他害行為、職員の違法行為・不祥事、その他

※ 職員の違法行為・不祥事は、入居者の生命・財産等が脅かされたもの。例として、入居者に対する虐待、個人情報の流出、管理すべき金銭の紛失や横領などをいう。

※ その他とは、有料老人ホームにおける火災事故、自然災害被災、外部からの侵入に伴う事故などをいう。

(2) 報告すべき事故の結果における留意点

ア 死亡については、死亡診断書で、老衰、病死等の主に加齢を原因とするもの以外の死因が記載されたものを報告すること。

イ けが等については、入院、定期通院を要する状態にあること。

ウ 食中毒、感染症等については、次のいずれかの要件に該当するものを報告し、併せて所管する保健所へ報告し、指導を受けること。

(ア) 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡

者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

(イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

(ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合

エ 要介護者等を直接処遇する職員の行為が原因で生じた事故又は介助中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたものについては、管轄の警察署に連絡すること。

4 報告の時期等

有料老人ホームは、3で定める事故が発生した場合は、家族への説明などの所要の措置が終了した後、速やかに県に対して報告すること。

報告は、おおむね事故発生後1週間以内に郵送で報告すること。ただし、以下の重大な事故については、第一報として事故の概要を電話又はFAX(個人名は非表示)で報告し、事後に郵送で報告すること。

ア 入居者等の死亡事故(老衰、病死等の主に加齢を原因とするものを除く)

イ 入居者等に対する虐待(不適切な処遇(疑いのあるもの)も含む)

ウ 入居者等の失踪・行方不明

エ 役・職員の不法行為(預かり金着服・横領等)

5 報告すべき内容

(1) 施設の概要(設置者、施設名、施設長名、施設所在地など)

(2) 事故の対象者(対象者の氏名、年齢、要介護及び心身の状況など)

(3) 事故の概要(日時、発生場所、事故の種別、受診医療機関の名称等、事故の結果、事故発生状況及び対応、事故後の心身の状況等、事故の原因など)

(4) 事故後の対応(家族への説明、関係機関への連絡、再発防止のための方策など)

(5) その他(損害賠償等の状況など)

6 事故報告様式標準例

標準例は別紙のとおりとする。

ただし、任意様式が作成されている場合は、上記5の項目が記載されていれば差し支えない。

7 保存期間

事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し、入居者の退所後少なくとも2年間保存すること。

附 則

この要領は、平成29年8月3日から施行する。